令和２年４月２８日

　　　熱海市長寿介護課長

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて

　新型コロナウイルス感染拡大に伴い、４月１６日、すべての都道府県に対して緊急事態宣言が発出されました。21日の県の発表によると熱海市内においても１名の感染者の発生が確認され、介護事業所の皆様方におかれましては、これまで以上に感染防止対策に努められていることと承知しております。

　介護サービスは、高齢化率の高い本市におきまして、日々の生活に不可欠なサービスです。サービス提供事業所に新型コロナウイルス感染者が生じた場合であっても、熱海市は保健所と連携・協力しながら事業継続を基本として、必要な対策を講じてまいります。

先般、熱海市介護サービス提供事業所連絡協議会役員、居宅介護支援部会役員、通所介護部会役員の皆様と意見交換したことを受け、下記のとおり新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じることと致します。

なお、感染拡大防止を目的とし、サービス提供事業所の皆様と協議のうえで利用者様等への説明を十分に行い、同意を得て以下のとおり、取り組まれますようお願い申し上げます。

また、市内一律に実施するものではなく、あくまでも個別のケアマネジメントを基本といたします。対策の実施期間は、原則として緊急事態宣言中といたしますが、社会情勢を考慮しての判断とさせていただきますことを申し添えます。

記

１．訪問系サービスの提供時間短縮やサービス内容・頻度の一時的な変更

２．通所系サービスの一時的制限（事業所数や頻度など）

３．今後市内で感染が拡大した際のケアマネジメント変更に向けた利用者との話し合い

（利用しているサービスが今後確保できなくなった際に、代替えとして家族による介護や他のサービスへの振替えがどの程度可能か事前に協議をしておくもの）

４．総合事業における訪問系サービス・通所系サービスの提供時間短縮やサービスの内容・頻度の一時的な変更（報酬についてはプランに位置付けられたサービス類型での算定を認める。）

※各種サービスが制限された場合に備え、市内の民間配食サービス事業者に聞き取りを行いました。別紙にて情報提供させていただきますので、自主的にサービス利用を控えている利用者の方などに情報提供いただくなど、ご活用ください。

※感染拡大防止のための介護サービス利用料などについては「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについてのまとめ」（厚労省）、計画変更や同意などについては介護保険最新情報Vol.824をご参照ください。

以上